

火葬等許可事務システム標準化第 1 回検討会資料

2024年10月 3 日

目次

- 背景と目的..... P. 3
- 標準仕様書【第2.0版】作成スケジュール P. 4
- 全業務に共通するデジタル庁方針への対応の説明..... P. 5
- その他の改定事項の説明..... P.12
- 戸籍情報の参照・利用に関する説明..... P.37

背景と目的

火葬等許可事務は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき市区町村が行う、死体火葬許可証、死体埋葬許可証、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証及び改葬許可証の作成及び交付に係る事務である。

火葬等許可事務を処理するために各市区町村が保有する火葬等許可事務システムについては、従来、国統一の標準仕様書は無く、多くの場合、戸籍情報システム及び人口動態調査事務システムと一体のシステムとして開発・導入され、一部では住民記録システムと一体のシステムとして開発・導入される事例等も見られるという実態の下、各市区町村にて個別にその運用が行われてきたところである。

このような中、**令和5年3月29日に公布・施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令」（令和5年政令第78号）による「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」（令和4年政令第1号）の一部改正等により、火葬等許可事務も「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項に規定する標準化対象事務と位置付けられることとなり、各市区町村が保有する火葬等許可事務システムは、標準化法第8条第1項に基づき、標準化法第5条第2項第4号に規定する**標準化基準に適合した標準準拠システムへと移行しなければならないこととなった。****

このような経緯を踏まえ、厚生労働省においては、**令和5年8月31日に火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】を策定・公表したところであるが、引き続き、標準化法の下に示される政府方針や関連制度・システムのその後の動向、技術的調整の結果等を踏まえ、その改定に向けた検討を行う必要がある。**

標準仕様書【第2.0版】作成スケジュール

- 標準仕様書【第2.0版】の作成スケジュールは下記のとおり。

作業者	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
検討会			第1回 (10/3)	第2回 (11月上旬)	第3回 (1月中旬)			
全国意見照会					全国意見照会 (11月中旬～12月上旬)		標準仕様書【第2.0版】 公表 (1月末)	
標準仕様書作成事業者	アンケート発出 (7/16)	アンケート集計	標準仕様書 改定素案作成	意見反映	意見反映	意見反映	意見反映	
開発事業者 (6ベンダー)	アンケート回答							
自治体 (茨城県五霞町、東京都新宿区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都江戸川区、愛知県岡崎市、広島県広島市、福岡県春日市、沖縄県今帰仁村)	アンケート回答							



全業務に共通するデジタル庁方針への対応の説明

改定項目一覧

- 全業務に共通するデジタル庁方針への対応として実施する改定の内容は以下のとおり。

No.	カテゴリ	改定項目	改定箇所	備考
1	デジタル庁方針への対応	帳票IDの採番対応	<ul style="list-style-type: none">(別紙3) 帳票詳細要件(別紙4) 帳票レイアウト	
2		帳票要件に係る適合基準日欄等の追加対応 (改定履歴の追加対応も併せて実施※)	<ul style="list-style-type: none">本編(別紙1) 業務フロー(別紙2-2) 管理項目(別紙3) 帳票詳細要件(別紙4) 帳票レイアウト	※改定履歴の追加対応は、適合基準日欄等の追加対応に伴い実施するもの

1. 帳票IDの採番対応（1/2）

- デジタル庁が公表している「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.4版】」においては、帳票毎を一意に定めることを目的として、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁の帳票IDを採番することが示されている。
- 同方針を踏まえ、火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】で示している10帳票について、帳票IDの採番を行う。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針
【第1.4版】

令和6年8月21日 デジタル庁
(令和4年7月7日作成、令和4年8月30日改定、
令和5年3月30日改定、令和5年6月30日改定、
令和6年2月14日改定、令和6年8月21日改定)

1. 業務ID

- 業務IDは、標準化対象事務を、システム間で連携する単位に一意に定めることを目的に規定する。
- データ要件・連携要件の標準に係る適合確認の最小単位は、業務IDの単位とする。
- 業務IDは、表1のとおりとする（3桁のID）。
- 業務の廃止をする場合には、当該業務の業務IDは欠番とする。
- 業務を新たに追加する場合には、付与済みの業務IDの末番の次の番号から順に、新たな業務IDを付与する。
- 業務の分割をする場合には、原則、当該業務の業務IDは欠番とするが、当該業務の制度所管府省からの申出により、当該業務IDを残すことができる。

表1 業務ID一覧

業務ID	業務機能名
001	住民基本台帳
002	印鑑登録
003	戸籍
004	戸籍の附票
005	選挙（共通）
006	選挙人名簿管理
007	期日前・不在者投票管理
008	当日投票管理
009	在外選挙管理
010	個人住民税
011	法人住民税
012	固定資産税
013	軽自動車税
014	収納管理（税務システム）
015	滞納管理（税務システム）
016	地方税（共通）
017	学齢簿編製

実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考 え方・理 由、備考 欄	補記	機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する

4. 帳票ID

- 帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。
- 帳票IDは、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁のIDである。
- 帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した帳票IDは変更しない。
- 帳票の削除(分割を含む。)をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。
- 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

5. データ項目ID

4. 帳票ID

- 帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。
- 帳票IDは、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁のIDである。
- 帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した帳票IDは変更しない。
- 帳票の削除(分割を含む。)をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。
- 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

1. 帳票IDの採番対応 (2/2)

- 帳票IDの採番が必要な帳票とそれぞれに付番されるID、帳票IDの追加イメージは以下のとおり。

対象帳票一覧

帳票ID追加イメージ (例: (別紙3) 帳票詳細要件)

帳票ID (今回付番)	対象帳票	帳票IDの追加箇所
0390001	死体火葬許可証	(別紙3) 帳票詳細要件 ・ 帳票詳細要件一覧 ・ 帳票詳細要件
0390002	死胎火葬許可証	
0390003	死体火葬許可申請書	
0390004	死胎火葬許可申請書	
0390005	死体埋葬許可証	(別紙4) 帳票レイアウト ・ 帳票レイアウト一覧
0390006	死胎埋葬許可証	
0390007	死体埋葬許可申請書	
0390008	死胎埋葬許可申請書	
0390009	改葬許可証	
0390010	改葬許可証別紙	

帳票詳細要件一覧

黒文字…実装必須帳票
青文字…標準オプション帳票

業務	帳票名称	帳票ID	頁番号
火葬等許可事務	1. 火葬許可証	1. 1. 死体火葬許可証	0390001 ... 3
		1. 2. 死胎火葬許可証	0390002 ... 4
		1. 3. 死体火葬許可申請書	0390003 ... 5
		1. 4. 死胎火葬許可申請書	0390004 ... 6
2. 埋葬許可証	2. 1. 死体埋葬許可証	2. 1. 死体埋葬許可証	0390005 ... 7
		2. 2. 死胎埋葬許可証	0390006 ... 8
		2. 3. 死体埋葬許可申請書	0390007 ... 9
		2. 4. 死胎埋葬許可申請書	0390008 ... 10
3. 改葬許可証	3. 1. 改葬許可証	3. 1. 改葬許可証	0390009 ... 11
		3. 2. 改葬許可証別紙	0390010 ... 13

帳票詳細要件 (1. 火葬許可証)

業務	1. 火葬許可証	帳票ID	0390001	適合基準日	令和8年4月1日
帳票名称	1. 1. 死体火葬許可証				
備考					

連番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
		必須	オプション	
1	タイトル	●		"死体火葬許可証"
2	発行番号	●		"第"+全角スペース+全角数字+全角スペース+"号"
3	再交付印		●	再交付の場合のみ口開いで"再交付"と印字する。
4	死亡者の本籍	●		外国籍の場合は国名を印字する。
5	死亡者の住所	●		方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
6	死亡者の氏名	●		
7	死亡者の性別	●		
8	死亡者の出生年月日	●		和暦表記(年月日) 外国籍の場合は西暦表記(年月日) 推定の場合は"推定"と印字する。
9	死因	●		
10	死亡年月日時	●		年月日は「和暦表記(年月日)」とする。 時刻は「午前/午後表記(午前/午後時分)」とする。 推定の場合は"推定"と印字する。
11	死亡の場所	●		
12	火葬の場所	●		
13	申請者の住所	●		方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
14	申請者の氏名	●		
15	死亡者との続柄	●		
16	交付日	●		和暦表記(年月日)
17	再交付日		●	和暦表記(年月日)
18	市区町村名	●		市区町村名+"長"
19	市区町村長名	●		氏+全角スペース+名
20	公印	●		公印イメージ
21	固定文言1	●		(注) 死因欄中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。改行 "そうでないときは「その他」に○印を付すること。"
22	火葬を行った日時	●		"令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬"

2. 帳票要件に係る適合基準日欄等の追加対応（1 / 2）

- デジタル庁が公表している「標準仕様書間の横並び調整方針」においては、帳票要件について、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、「2.標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること」として、以下の遵守事項が示されている。
 - 帳票要件のうち、帳票ID単位で帳票を示す資料において、適合基準日欄を設け、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。
 - 帳票IDを変更せずに既存の帳票要件の内容を変更する場合には、最新の適合基準日を適合基準日欄に記載し、従前の適合基準日は備考欄等に記載すること。

標準仕様書間の横並び調整方針

性があることから、改定内容について、適合基準日を明示すること。

(2) 令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて
令和5年8月に改定の予定がない標準仕様書については、令和5年3月末までに公開した標準仕様書の直前の版からの改定箇所を、任意の様式を用いて、エクセル等の加工可能なファイル形式で速やかに明示すること。

○ なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。

○ また、標準仕様書のうち、帳票要件については、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、次の(1)及び(2)について遵守すること。

(1) 標準仕様書帳票要件の適合基準日について
帳票要件のうち、帳票 ID 単位で帳票を示す資料において、適合基準日の欄を設けること。また、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。

(2) 標準仕様書帳票要件を改定する場合の適合基準日について
既存の帳票要件について帳票 ID を変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、最新の帳票要件の適合基準日を適合基準日の欄に記載した上で、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載すること。なお、帳票 ID 単位で明示することで差支えない。

3. マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4（基幹業務システムの改修を要する方式）についても、過渡的な対応として認められることから、その旨を機能要件及び「要件の考え方・理由」等において記載することとする。

○ また、標準仕様書のうち、帳票要件については、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、次の(1)及び(2)について遵守すること。

(1) 標準仕様書帳票要件の適合基準日について

帳票要件のうち、帳票 ID 単位で帳票を示す資料において、適合基準日の欄を設けること。また、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。

(2) 標準仕様書帳票要件を改定する場合の適合基準日について

既存の帳票要件について帳票 ID を変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、最新の帳票要件の適合基準日を適合基準日の欄に記載した上で、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載すること。なお、帳票 ID 単位で明示することで差支えない。

2. 帳票要件に係る適合基準日欄等の追加対応（2/2）

- 前記方針を踏まえ、（別紙3）帳票詳細要件に適合基準日欄と備考欄を設けることとする。また、これに併せて、より詳細な適合基準日の管理を可能とするため、改定履歴のページを追加する。

対象帳票一覧

帳票ID	対象帳票
0390001	死体火葬許可証
0390002	死胎火葬許可証
0390003	死体火葬許可申請書
0390004	死胎火葬許可申請書
0390005	死体埋葬許可証
0390006	死胎埋葬許可証
0390007	死体埋葬許可申請書
0390008	死胎埋葬許可申請書
0390009	改葬許可証
0390010	改葬許可証別紙

適合基準日欄、備考欄の追加イメージ

帳票詳細要件 (1. 火葬許可証)					
業務	1. 火葬許可証	帳票ID	0390001	適合基準日	令和8年4月1日
帳票名称	1.1. 死体火葬許可証				
備考					
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			“死体火葬許可証”
2	発行番号	●			“第”+全角スペース+全角数字+全角スペース+“号”
3	再交付印		●		再交付の場合のみ□囲いで“再交付”と印字する。
4	死亡者の本籍	●			外国籍の場合は国名を印字する。
5	死亡者の住所	●			方書まで記載の場合は方書の前に全角スペース
6	死亡者の氏名	●			
7	死亡者の性別	●			
8	死亡者の出生年月日	●			和暦表記（年月日） 外国籍の場合は西暦表記（年月日） 推定の場合は“推定”と印字する。
9	死因	●			
10	死亡年月日時	●			年月日は「和暦表記（年月日）」とする。 時刻は「午前/午後表記（午前/午後時分）」とする。 推定の場合は“推定”と印字する。
11	死亡の場所	●			
12	火葬の場所	●			

改定履歴

火葬等許可事務システム標準仕様書 帳票詳細要件【改定履歴】					
版数	改定日	主な改定理由	帳票ID	帳票IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第1.0版	令和5年8月31日	初版公開	—	—	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.4版】を踏まえ、帳票ID欄を新設し、帳票IDを付番	帳票詳細要件一覧 全ての帳票	新規付番	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	標準仕様書間の横並び調整方針の改定(令和6年8月7日)に伴い、適合基準日欄と備考欄を新設	全ての帳票	変更なし	令和8年4月1日

2-1. 改定履歴の追加対応（適合基準日欄等の追加対応に伴い実施）

- 「標準仕様書間の横並び調整方針」において、機能要件の改定時は、改定履歴を公開することとされており、標準仕様書【第1.0版】においても、（別紙2-1）機能・帳票要件に改定履歴のページを設けているところ。
- また、前記「2. 帳票要件に係る適合基準日欄等の追加対応」のとおり、今般の改定に当たり、（別紙3）帳票詳細要件にも改定履歴のページを追加することとしているが、改定履歴のページを設けることで、より詳細な適合基準日の管理が可能になることから、これら以外のドキュメントについても改定履歴のページを追加することとする。

ドキュメント一覧

No.	ドキュメント	改定履歴の有無	追加対象
1	本編	×	○
2	（別紙1） 業務フロー	×	○
3	（別紙2-1） 機能・帳票要件	○	—
4	（別紙2-2） 管理項目	×	○
5	（別紙3） 帳票詳細要件	×	○ 前項で追加
6	（別紙4） 帳票レイアウト	×	○

（例）本編の改定履歴

火葬等許可事務システム標準仕様書				
本編【改定履歴】				
版数	改定日	主な改定理由	改定箇所	適合基準日
第1.0版	令和5年8月31日	初版公開	—	令和8年4月1日



その他の改定事項の説明

改定項目一覧

- その他、要望・意見や関連制度・システムの動向等を踏まえて実施する改定の内容は以下のとおり。

No.	カテゴリ	改定項目	改定箇所	備考
1	要望・意見を踏まえて改定する事項	帳票の発行年月日の任意設定機能に係る実装類型の変更	• (別紙2-1) 機能・帳票要件	
2		帳票の一覧表示・一括出力機能に係る実装類型の変更	• (別紙2-1) 機能・帳票要件	
3		印刷設定に関する機能要件の変更	• (別紙2-1) 機能・帳票要件	
4	関連制度・システムの動向を踏まえて改定する事項	氏名の振り仮名法制化に伴う機能要件・管理項目の変更	<ul style="list-style-type: none"> • (別紙2-1) 機能・帳票要件 • (別紙2-2) 管理項目 	
5	事務局で改定が必要と判断した事項	帳票レイアウトの項目名の修正	• (別紙4) 帳票レイアウト	
6		業務フローの記載事項の修正	• (別紙1) 業務フロー	
7		その他機能要件の見直し	• (別紙2-1) 機能・帳票要件	

1. 帳票の発行年月日の任意設定機能に係る実装類型の変更

現状

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、帳票の発行年月日を任意で設定し出力できる機能を実装必須機能としている。
- 先般、PMOツールを経由して、当該機能を標準オプション機能とすることを求める意見がベンダーから寄せられた。

方針

- 本検討会の構成員となっている自治体及びベンダーを対象にして実施したアンケートの結果によると、システムで自動入力された発行年月日を変更することがないとする自治体が過半数を占めるとともに、機能実装していないベンダーも半数あったということに加え、実装に懸念を示すベンダー意見もあったことから、帳票の発行年月日を任意で設定し出力できる機能の実装類型を、**実装必須機能から標準オプション機能に変更する。**
- また、発行年月日を変更する際はシステムでアラートを出すべきという意見があったことを踏まえ、**システムで自動入力された日付を変更する場合のガイダンス表示に関する要件を追加する。**

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
大項目 : 00 共通
中項目 : 0.7 帳票出力機能
小項目 : 0.7.4 発行情報
機能名称 : 発行情報
改定種別 : -
機能ID : 0390035
機能要件 : 帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。
※1 初期値としてシステム日付を設定すること。
※2 発行年月日が未入力の場合は、発行年月日を印字しないこと。
※3 **デフォルトで入力された日付を変更する際はガイダンス（メッセージ）を表示できること。**
実装類型 : **標準オプション機能**

Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、当該機能の機能要件に日付変更時のガイダンス表示に関する要件を追加するとともに、実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に変更する。

■ 変更前

機能・帳票要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.4 発行情報	発行情報		0390035	帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。 ※1 初期値としてシステム日付を設定すること。 ※2 発行年月日が未入力の場合は、発行年月日を印字しないこと。	◎	◎	◎			令和8年4月1日	
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.5 発行情報	発行情報		0390036	発行番号を自動で採番できること。 ※1 自動で採番する機能を実装する場合であっても、任意入力も可能であること。		○	○	○	職員の利便性向上、正確性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.6 一括出力	一括出力		0390037	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。	◎	◎	◎		職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.7 プレビュー表示	プレビュー表示		0390038	各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。	◎	◎	◎				令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.8 プリ	プリンタ選		0390039	出力先のプリンタの設定ができること。		◎	◎	◎			

■ 変更後

機能・帳票要件【第2.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.4 発行情報	発行情報		0390035	帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。 ※1 初期値としてシステム日付を設定すること。 ※2 発行年月日が未入力の場合は、発行年月日を印字しないこと。 ※3 デフォルトで入力された日付を変更する際はガイダンス(メッセージ)を表示できること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.5 発行情報	発行情報		0390036	発行番号を自動で採番できること。 ※1 自動で採番する機能を実装する場合であっても、任意入力も可能であること。		○	○	○	職員の利便性向上、正確性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.6 一括出力	一括出力		0390037	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。		○	○	○	職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.7 プレビュー表示	プレビュー表示		0390038	各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。	◎	◎	◎				令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.8 プリ	プリンタ選		0390039	出力先のプリンタの設定ができること。		◎	◎	◎			

2. 帳票の一覧表示・一括出力機能に係る実装類型の変更

現状

- （別紙2-1）機能・帳票要件において、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力する帳票を指定することができる機能を実装必須機能としている。
- 先般、PMOツールを経由して、当該機能を標準オプション機能とすることを求める意見がベンダーから寄せられた。

方針

- 本検討会の構成員となっている自治体及びベンダーを対象にして実施したアンケートの結果によると、過半数の自治体では一括出力をすることがなく、一括出力ができないことによる不都合や業務上の課題も通常運用の範囲では特に感じていないと思われる一方で、場合によっては運用上の手間が増えるとの意見もあったことから、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力する帳票を指定することができる機能は、**実装必須機能から標準オプション機能に変更する。**

仕様書案

（別紙2-1）機能・帳票要件
大項目 : 00 共通
中項目 : 0.7 帳票出力機能
小項目 : 0.7.6 一括出力
機能名称 : 一括出力
改定種別 : -
機能ID : 0390037
機能要件 : 出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。
実装類型 : **標準オプション機能**

Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、当該機能の実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に変更する。

■ 変更前

機能・帳票要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.4 発行情報	発行情報		0390035	帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。 ※1 初期値としてシステム日付を設定すること。 ※2 発行年月日が未入力の場合は、発行年月日を印字しないこと。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.5 発行情報	発行情報		0390036	発行番号を自動で採番できること。 ※1 自動で採番する機能を実装する場合であっても、任意入力も可能であること。		○	○	○	職員の利便性向上、正確性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.6 一括出力	一括出力		0390037	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。		◎	◎	◎	職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.7 プレビュー表示	プレビュー表示		0390038	各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.8 プリ	プリンタ選		0390039	出力先のプリンタの設定ができること。		◎	◎	◎			

■ 変更後

機能・帳票要件【第2.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.4 発行情報	発行情報		0390035	帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。 ※1 初期値としてシステム日付を設定すること。 ※2 発行年月日が未入力の場合は、発行年月日を印字しないこと。 ※3 デフォルトで入力された日付を変更する際はガイダンス(メッセージ)を表示できること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.5 発行情報	発行情報		0390036	発行番号を自動で採番できること。 ※1 自動で採番する機能を実装する場合であっても、任意入力も可能であること。		○	○	○	職員の利便性向上、正確性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.6 一括出力	一括出力		0390037	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。		○	○	○	職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.7 プレビュー表示	プレビュー表示		0390038	各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.8 プリ	プリンタ選		0390039	出力先のプリンタの設定ができること。		◎	◎	◎			

3. 印刷設定に関する機能要件の変更

現状

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、印刷設定に関する機能を標準オプション機能としている。
- 先般、本検討会の構成員となっている自治体及びベンダーを対象に、火葬等許可事務システム標準仕様書に関するアンケートを行ったところ、実装必須機能への変更を求める意見が寄せられた。

方針

- 印刷設定に関する機能自体は運用上必須であると言えるため、**標準オプション機能から実装必須機能に変更する。**
- ただし、(別紙2-1) 機能・帳票要件に定められている印刷設定に関する機能要件中、原稿の向き、出力先の指定、カラー／白黒選択、解像度指定に関する要件については、必ずしも運用に必須のものとは言えないことから、このような**運用に必要ないと考えられる要件を削除し、印刷時の出力プリンタの変更及び用紙（カセット）指定に関する要件のみを機能要件として定義する。**

仕様書案

(別紙2-1) 機能・帳票要件
大項目 : 00 共通
中項目 : 0.7 帳票出力機能
小項目 : 0.7.9 印刷設定
機能名称 : 印刷設定
改定種別 : -
機能ID : 0390040
機能要件 : **印刷時の出力プリンタの変更、用紙（カセット）指定ができること。**
実装類型 : **実装必須機能**

Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、当該機能の機能要件を見直した上で、実装類型を標準オプション機能から実装必須機能に変更する。

■ 変更前 火葬等許可事務システム

機能・帳票要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.9 印刷設定	印刷設定		0390040	印刷時の出力プリンタの変更、用紙(カセット)指定、原稿の向き、出力先の指定、カラー/白黒選択、解像度指定ができること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.10 出力	出力		0390041	許可証の出力ができること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.11 再出力	再出力		0390042	許可証の再出力ができること。		◎	◎	◎	記載内容の誤りや印刷ミスをした場合を考慮。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.12 再発行	再発行		0390043	許可証の再発行ができること。 ※1 発行済みであることが判別できること。		◎	◎	◎	住民側の紛失等により、許可証の再発行を求められる場合、再発行された許可証の悪用を考慮して、再発行であることが判別できる許可証を交付する。		令和8年4月1日

■ 変更後

機能・帳票要件【第2.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型)				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.9 印刷設定	印刷設定		0390040	印刷時の出力プリンタの変更、用紙(カセット)指定ができること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.10 出力	出力		0390041	許可証の出力ができること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.11 再出力	再出力		0390042	許可証の再出力ができること。		◎	◎	◎	記載内容の誤りや印刷ミスをした場合を考慮。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳票出力機能	0.7.12 再発行	再発行		0390043	許可証の再発行ができること。 ※1 発行済みであることが判別できること。		◎	◎	◎	住民側の紛失等により、許可証の再発行を求められる場合、再発行された許可証の悪用を考慮して、再発行であることが判別できる許可証を交付する。		令和8年4月1日
00 共通	0.7 帳	0.7.13 帳	帳票設定		0390044	許可証等の固定文言(教示文全体を含む)を管理できること。		◎	◎	◎			

4. 氏名の振り仮名法制化に伴う対応

現状

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し、戸籍の氏名に振り仮名が振られることになった。
- 火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】においては、戸籍情報システムからの連携を想定し、死体火葬、死体埋葬に係る管理項目に「死亡者氏名の振り仮名」を盛り込むとともに、「死亡者氏名の振り仮名」による許可証検索を可能とする機能要件を定めている。
- 今般の氏名の振り仮名法制化に伴い、住民記録システム・人口動態調査事務システムのいずれにおいても氏名の振り仮名が保持されることになるところ、今般の標準仕様書改定に先立ち、デジタル庁が公表しているデータ要件・連携要件においては、これらのシステムから火葬等許可事務システムへの「氏名の振り仮名」の連携に関する要件についても既に盛り込まれている。

方針

- 死体火葬、死体埋葬に係る「死亡者氏名の振り仮名」以外の「氏名の振り仮名」についても、住民記録システム・人口動態調査事務システムからの連携を想定し、管理項目として追加するとともに、検索に関わる各機能要件の検索項目や検索結果を一覧表示する際の表示項目に盛り込む。
- なお、これと併せて、【第1.0版】では検索項目・表示項目となっていなかった「申請者の氏名」「申請者の住所」についても、検索項目・表示項目として追加することとする。

【対象ドキュメント】

- （別紙2-1）機能・帳票要件
- （別紙2-2）管理項目

4. 氏名の振り仮名法制化に伴う対応_ (別紙2-1) 機能・帳票要件

(別紙2-1) 機能・帳票要件に下記の内容を反映する。

機能ID	変更内容
0390023	住民記録の検索項目に「氏名の振り仮名」を追加する。
0390025	住民記録の検索結果を一覧表示する際の表示項目に「氏名の振り仮名」を追加する。
0390052	死体火葬許可証、死体埋葬許可証の管理項目に「申請者の氏名の振り仮名」を追加する。
0390056	死体火葬許可証、死体埋葬許可証の検索項目に「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。
0390058	死体火葬許可証、死体埋葬許可証の検索結果を一覧表示する際の表示項目に「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。
0390061	死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証の管理項目に「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」を追加する。
0390064	死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証の検索項目に「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。
0390066	死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証の検索結果を一覧表示する際の表示項目に「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。
0390069	改葬許可証の管理項目に「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」を追加する。
0390074	改葬許可証の検索項目に「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。
0390076	改葬許可証の検索結果を一覧表示する際の表示項目に「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名」「申請者の氏名の振り仮名」「申請者の住所」を追加する。

Appendix) 標準仕様書の改定箇所の例 (変更前)

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、該当する機能の機能要件に氏名の振り仮名等を追加する。

火葬等許可事務システム

機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.1許可証管理機能	1.1.1 管理項目	管理項目		0390052	以下の許可証情報を管理できること。 【管理項目】 ・死体埋葬許可管理番号 ・死体火葬許可管理番号 ・死亡者本籍 ・死亡者住所 ・死亡者氏名 ・死亡者氏名の振り仮名 ・性別 ・生年月日 ・死因 ・死亡年月日時 ・死亡の場所 ・埋葬の場所 ・火葬の場所 ・申請者の氏名 ・申請者の住所 ・死亡者との続柄 ・交付日 ※1 死亡者本籍、死亡者住所、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、性別、生年月日、死亡年月日時、死亡の場所について、不詳の場合は「不詳」等と入力する。		◎	◎	◎	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 別記様式第一号、別記様式第四号による。		令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.4許可証検索機能	1.4.1 許可証検索	許可証検索		0390056	死体火葬許可証及び死体埋葬許可証について、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、生年月日、死亡年月日時、死亡者本籍、死亡者住所での検索ができること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.5許可証一覧管理機能	1.5.1 許可証検索結果	許可証検索結果		0390058	機能ID:0390056での検索結果を一覧で表示できること。 ※1 死亡年月日時の降順で表示すること。 ※2 死亡年月日時不詳の場合は、最下段に表示すること。 ※3 一覧画面において、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、生年月日、死亡年月日時、死亡者本籍、死亡者住所を表示すること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日

Appendix) 標準仕様書の改定箇所の例 (変更後)

- (別紙2-1) 機能・帳票要件において、該当する機能の機能要件に氏名の振り仮名等を追加する。

火葬等許可事務システム

機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.1許可証管理機能	1.1.1管理項目	管理項目		0390052	以下の許可証情報を管理できること。 【管理項目】 ・死体埋葬許可管理番号 ・死体火葬許可管理番号 ・死亡者本籍 ・死亡者住所 ・死亡者氏名 ・死亡者氏名の振り仮名 ・性別 ・生年月日 ・死因 ・死亡年月日時 ・死亡の場所 ・埋葬の場所 ・火葬の場所 ・申請者の氏名 ・申請者の氏名の振り仮名 ・申請者の住所 ・死亡者との続柄 ・交付日 ※1 死亡者本籍、死亡者住所、死亡者氏名、性別、生年月日、死亡年月日時、死亡の場所について、不詳の場合は「不詳」等と入力する。		◎	◎	◎	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 別記様式第一号、別記様式第四号による。		令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.4許可証検索機能	1.4.1許可証検索	許可証検索		0390056	死体火葬許可証及び死体埋葬許可証について、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、生年月日、死亡年月日時、死亡者本籍、死亡者住所、 申請者の氏名、申請者の氏名の振り仮名、申請者の住所 での検索ができること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.5許可証一覧管理機能	1.5.1許可証検索結果	許可証検索結果		0390058	機能ID:0390056での検索結果を一覧で表示できること。 ※1 死亡年月日時以降の降順で表示すること。 ※2 死亡年月日時不詳の場合は、最下段に表示すること。 ※3 一覧画面において、死亡者氏名、死亡者氏名の振り仮名、生年月日、死亡年月日時、死亡者本籍、死亡者住所、 申請者の氏名、申請者の氏名の振り仮名、申請者の住所 を表示すること。		◎	◎	◎			令和8年4月1日

4. 氏名の振り仮名法制化に伴う対応_ (別紙2-2) 管理項目

(別紙2-2) 管理項目に下記の内容を反映する。

- 1.1.死体火葬、1.2.死体埋葬
 - 管理項目
 - 「申請者の氏名の振り仮名」の項目を追加する。
 - 住民記録システムからの連携
 - 「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」を連携項目として設定する。

- 1.3.死胎火葬、1.4.死胎埋葬
 - 管理項目
 - 「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」の項目を追加する。
 - 住民記録システムからの連携
 - 「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」を連携項目として設定する。
 - 人口動態調査事務システムからの連携
 - 「父の氏名の振り仮名」「母の氏名の振り仮名」を連携項目として設定する。

- 1.5.改葬
 - 管理項目
 - 「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」の項目を追加する。
 - 住民記録システムからの連携
 - 「死亡者氏名の振り仮名」「申請者の氏名の振り仮名」を連携項目として設定する。

Appendix) 標準仕様書の改定箇所（死体火葬・死体埋葬）

- （別紙2-2）管理項目について、以下のとおり管理項目の追加・連携項目の設定を行う。

1. 1. 死体火葬

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無 (届書情報)	住民記録システムからの連携有無
死体火葬許可管理番号		
死亡者本籍	●	●
死亡者住所	●	●
死亡者氏名	●	●
死亡者氏名の振り仮名	●	●
性別	●	●
生年月日	●	●
死因		
死亡年月日時	●	●
死亡の場所	●	
火葬の場所		
申請者の氏名	●	●
申請者の氏名の振り仮名		●
申請者の住所	●	●
死亡者との続柄		
交付日		

1. 2. 死体埋葬

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無 (届書情報)	住民記録システムからの連携有無
死体埋葬許可管理番号		
死亡者本籍	●	●
死亡者住所	●	●
死亡者氏名	●	●
死亡者氏名の振り仮名	●	●
性別	●	●
生年月日	●	●
死因		
死亡年月日時	●	●
死亡の場所	●	
埋葬の場所		
申請者の氏名	●	●
申請者の氏名の振り仮名		●
申請者の住所	●	●
死亡者との続柄		
交付日		

Appendix) 標準仕様書の改定箇所（死胎火葬・死胎埋葬）

- （別紙2-2）管理項目について、以下のとおり管理項目の追加・連携項目の設定を行う。

1. 3. 死胎火葬

管理項目	住民記録システムからの連携有無	人口動態調査事務システムからの連携有無
死胎火葬許可管理番号		
父の本籍	●	●
母の本籍	●	●
父の住所	●	●
母の住所	●	●
父の氏名	●	●
父の氏名の振り仮名	●	●
母の氏名	●	●
母の氏名の振り仮名	●	●
性別		●
妊娠週数		●
分べん年月日時		
分べんの場所		
火葬の場所		
申請者の氏名	●	
申請者の氏名の振り仮名	●	
申請者の住所	●	
交付日		

1. 4. 死胎埋葬

管理項目	住民記録システムからの連携有無	人口動態調査事務システムからの連携有無
死胎埋葬許可管理番号		
父の本籍	●	●
母の本籍	●	●
父の住所	●	●
母の住所	●	●
父の氏名	●	●
父の氏名の振り仮名	●	●
母の氏名	●	●
母の氏名の振り仮名	●	●
性別		●
妊娠週数		●
分べん年月日時		
分べんの場所		
埋葬の場所		
申請者の氏名	●	
申請者の氏名の振り仮名	●	
申請者の住所	●	
交付日		

Appendix) 標準仕様書の改定箇所 (改葬)

- (別紙2-2) 管理項目について、以下のとおり管理項目の追加・連携項目の設定を行う。

1.5. 改葬	
管理項目	住民記録システムからの連携有無
改葬許可管理番号	
行番号	
死亡者本籍	●
死亡者住所	●
死亡者氏名	●
死亡者氏名の振り仮名	●
性別	●
死亡年月日	●
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の氏名	●
申請者の氏名の振り仮名	●
申請者の住所	●
死亡者との続柄	
墓地使用者との関係	
交付日	

5. 帳票レイアウトの項目名の修正

現状

- 死胎火葬許可証、死胎火葬許可申請書、死胎埋葬許可証、死胎埋葬許可申請書において、申請者に関する情報を記載する欄の項目名が「申請者の住所、氏名」となっている。

方針

- 死胎火葬許可証、死胎火葬許可申請書、死胎埋葬許可証、死胎埋葬許可申請書において、**申請者に関する情報を記載する欄の項目名を、法令上の表記のルールに倣って、「申請者の住所及び氏名」とする。**

仕様書案

- 以下の帳票レイアウトについて **「申請者の住所、氏名」を「申請者の住所及び氏名」に変更する。**

(別紙4) 帳票レイアウト
0390002 死胎火葬許可証
0390004 死胎火葬許可申請書
0390006 死胎埋葬許可証
0390008 死胎埋葬許可申請書

Appendix) 標準仕様書の改定箇所 の例 (死胎火葬許可証)

- ・ (別紙4) 帳票レイアウトの該当箇所について、「申請者の住所、氏名」を「申請者の住所及び氏名」に変更する。

■ 死胎火葬許可証の変更前

第 000001 号		死胎火葬許可証		※再交付の場合のみ印字	再交付
父母の本籍	父 東京都大和区みどり町二丁目12番 母 東京都大和区中央一丁目1番				
父母の住所	父 東京都大和区みどり町二丁目12番3号 母 東京都大和区中央一丁目1番1号				
父母の氏名	父 許可 一郎 母 許可 洋子				
死児の性別	女				
妊娠週数	20週				
分べん年月日時	令和5年2月9日 午前10時20分				
分べんの場所	東京都大和区本町一丁目10番1号				
火葬の場所	大和斎場				
申請者の住所、氏名	住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号			
	氏名	許可 一郎			
交付日：令和5年3月1日 再交付日：令和5年3月2日	※再交付の場合のみ印字	東京都大和区長		甲野 義太郎	印
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬					

■ 死胎火葬許可証の変更後

第 000001 号		死胎火葬許可証		※再交付の場合のみ印字	再交付
父母の本籍	父 東京都大和区みどり町二丁目12番 母 東京都大和区中央一丁目1番				
父母の住所	父 東京都大和区みどり町二丁目12番3号 母 東京都大和区中央一丁目1番1号				
父母の氏名	父 許可 一郎 母 許可 洋子				
死児の性別	女				
妊娠週数	20週				
分べん年月日時	令和5年2月9日 午前10時20分				
分べんの場所	東京都大和区本町一丁目10番1号				
火葬の場所	大和斎場				
申請者の住所及び氏名	住所	東京都大和区みどり町二丁目12番3号			
	氏名	許可 一郎			
交付日：令和5年3月1日 再交付日：令和5年3月2日	※再交付の場合のみ印字	東京都大和区長		甲野 義太郎	印
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬					

6. 業務フローの記載事項の修正

現状

- （別紙1）業務フロー 1.1.死体火葬許可証、死体埋葬許可証作成・印刷、1.2.死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証作成・印刷、1.3.改葬許可証作成・印刷、1.4.火葬等許可証再交付の各フローについて、申請書等を所定のファイルに綴るフローの説明が「書類の編纂」という記載になっている。

方針

- （別紙1）業務フロー 1.1.死体火葬許可証、死体埋葬許可証作成・印刷、1.2.死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証作成・印刷、1.3.改葬許可証作成・印刷、1.4.火葬等許可証再交付の該当箇所について、一般的な用法に倣って、**「書類の編纂」から「書類の編綴」に変更する。**

仕様書案

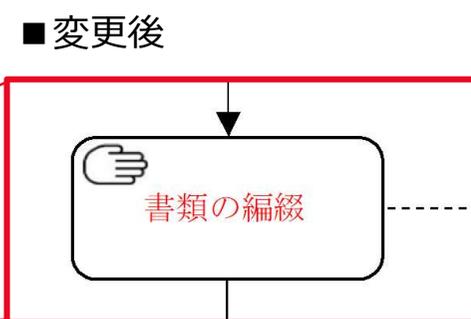
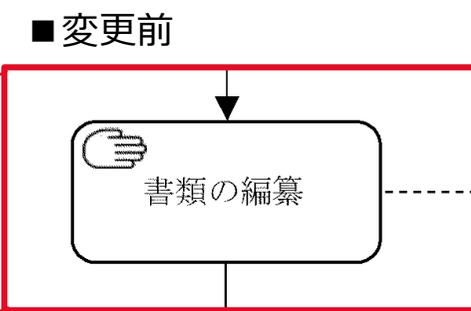
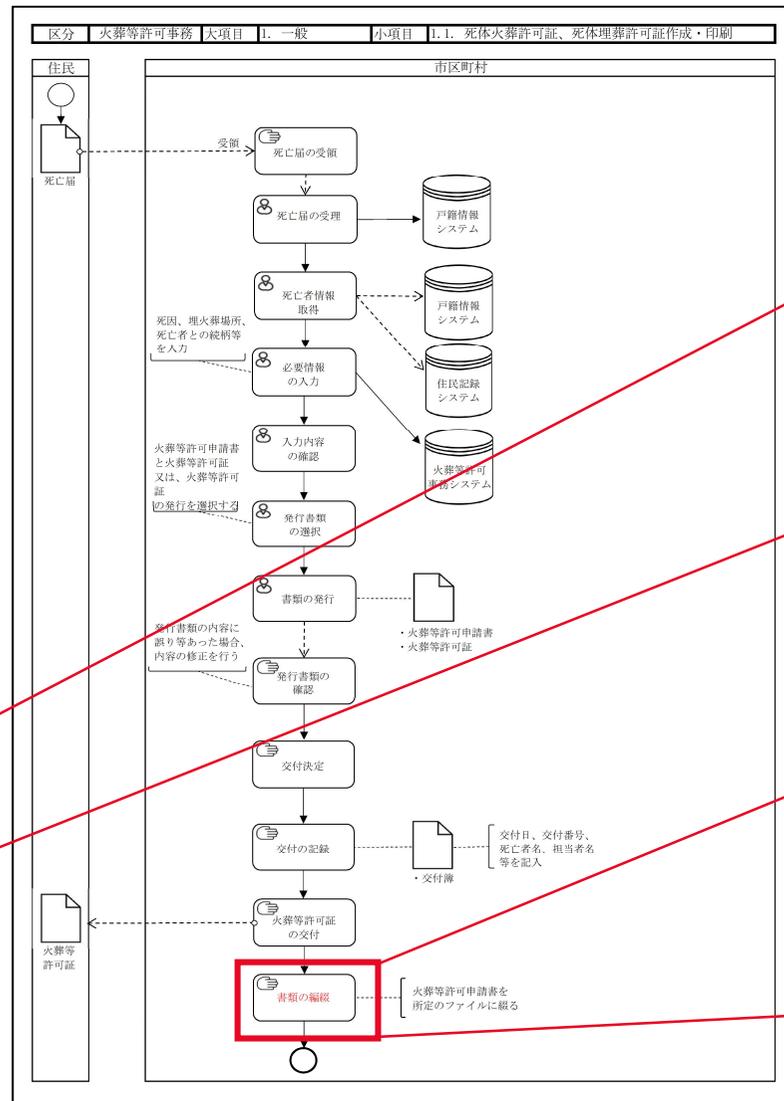
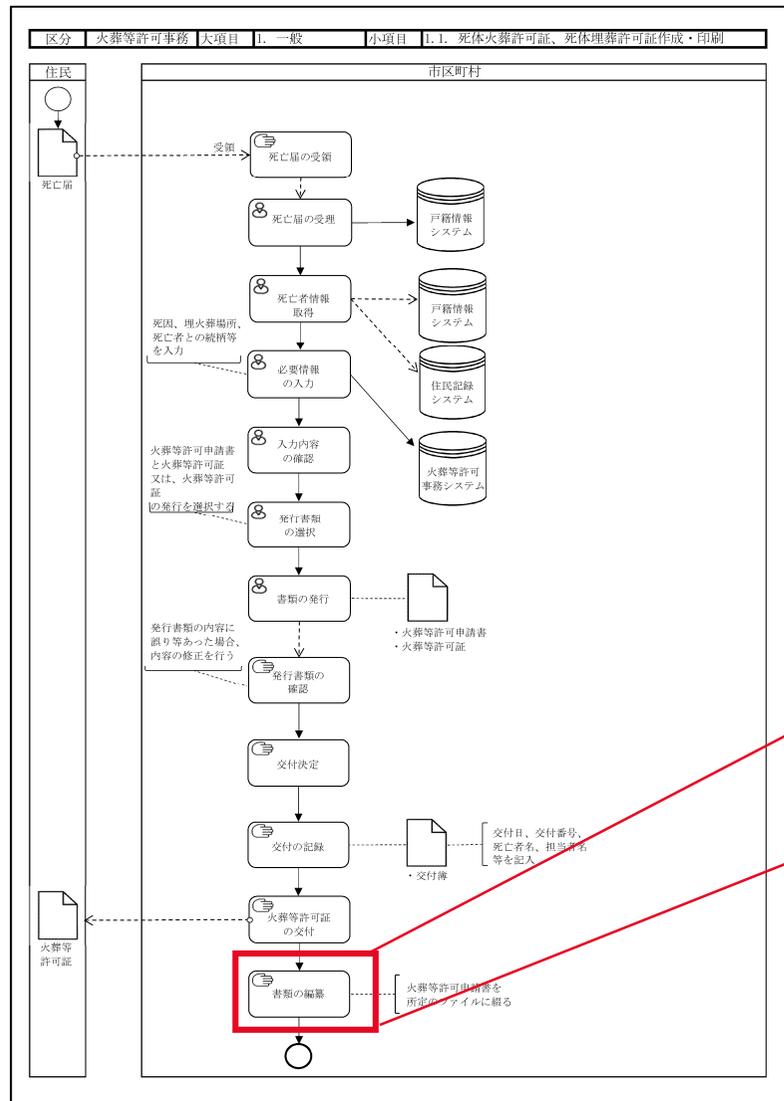
- 以下の業務フローについて**「書類の編纂」を「書類の編綴」に変更する。**

（別紙1）業務フロー

- 1.1.死体火葬許可証、死体埋葬許可証作成・印刷
- 1.2.死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証作成・印刷
- 1.3.改葬許可証作成・印刷
- 1.4.火葬等許可証再交付

Appendix) 標準仕様書の改定箇所 の例 (死体火葬・死体埋葬)

- (別紙1) 業務フローの該当箇所の記載を「書類の編纂」から「書類の編綴」に変更する。



7. その他機能要件の見直し

現状

- 住民記録システムとの連携を想定した機能に関し、（別紙2-1）機能・帳票要件において定める機能要件の中には、デジタル庁が公表しているデータ要件・連携要件において住民記録システムから火葬等許可事務システムへ連携されることとなっていない項目についても連携されることを前提とした記述がされているものがある。
- （別紙2-1）機能・帳票要件においては、死体火葬許可証・死体埋葬許可証の管理項目のうち「死亡者氏名の振り仮名」についても、不詳の場合は「不詳」等と入力することとしている。

方針

- 住民記録システムとの連携を想定した機能に関し、（別紙2-1）機能・帳票要件において定める機能要件から、**住民記録システムから連携されない項目に関する記述を削除する。**
- 死亡者氏名の振り仮名については許可証に表示される事項ではなく、必ずしも不詳の場合に「不詳」等と入力することを求める必要はないことから、（別紙2-1）機能・帳票要件において、**不詳の場合に「不詳」等と入力することとしている項目から「死亡者氏名の振り仮名」を削除する。**

仕様書案

- （別紙2-1）機能・帳票要件を、【修正内容】のとおり修正する。

【対象ドキュメント】

- （別紙2-1）機能・帳票要件

【修正内容】

- 機能ID：0390023について、**住民票検索をする際の検索項目から「世帯番号」を削除する。**
- 機能ID：0390025について、**住民票検索の結果一覧画面に表示する項目から「世帯主との続柄」と「世帯主氏名」を削除する。**
- 機能ID：0390052について、**不詳の場合に「不詳」等と入力することとなる項目から「死亡者氏名の振り仮名」を削除する。**

Appendix) 標準仕様書の改定箇所 (変更前)

- (別紙2-1) 機能・帳票要件について、以下のとおり一部記述の削除を行う。

火葬等許可事務システム

機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00共通													
00 共通	0.5 許可証検索機能	0.5.2 住民記録検索	住民記録検索		0390023	許可証に記載する、死亡者(死産の場合は、父母)及び申請者情報について、漢字氏名、生年月日、住所、 世帯番号 、宛名番号で住民票検索できること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.6 一覧管理機能	0.6.1 住民記録検索結果	住民記録検索結果		0390025	機能ID:0390023での検索結果を一覧で表示できること。 ※1 一覧画面において、本人氏名、生年月日、性別、 世帯主との続柄、世帯主氏名 、住所を表示すること。		○	○	○			令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証													
01 死体火葬許可証、死体埋葬許可証	1.1 許可証管理機能	1.1.1 管理項目	管理項目		0390052	以下の許可証情報を管理できること。 【管理項目】 ・死体埋葬許可管理番号 ・死体火葬許可管理番号 ・死亡者本籍 ・死亡者住所 ・死亡者氏名 ・死亡者氏名の振り仮名 ・性別 ・生年月日 ・死因 ・死亡年月日時 ・死亡の場所 ・埋葬の場所 ・火葬の場所 ・申請者の氏名 ・申請者の住所 ・死亡者との続柄 ・交付日 ※1 死亡者本籍、死亡者住所、死亡者氏名、 死亡者氏名の振り仮名 、性別、生年月日、死亡年月日時、死亡の場所について、不詳の場合は「不詳」等と入力する。		◎	◎	◎	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 別記様式第一号、別記様式第四号による。		令和8年4月1日

Appendix) 標準仕様書の改定箇所 (変更後)

- (別紙2-1) 機能・帳票要件について、以下のとおり一部記述の削除を行う。

火葬等許可事務システム

機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00共通													
00 共通	0.5 許 可証検 索機能	0.5.2 住民 記録検 索	住民記録検 索		0390023	許可証に記載する、死亡者(死産の場合は、父母)及び申請者情報について、漢字氏名、氏名の振り仮名、生年月日、住所、宛名番号で住民票検索できること。		○	○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.6 一 覧管理 機能	0.6.1 住民 記録検 索結果	住民記録検 索結果		0390025	機能ID:0390023での検索結果を一覧で表示できること。 ※1 一覧画面において、本人氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所を表示すること。		○	○	○			令和8年4月1日
01死体火葬許可証、死体埋葬許可証													
01 死体 火葬許 可証、 死体埋 葬許可 証	1.1 許 可証管 理機 能	1.1.1 管理 項目	管理項目		0390052	以下の許可証情報を管理できること。 【管理項目】 ・死体埋葬許可管理番号 ・死体火葬許可管理番号 ・死亡者本籍 ・死亡者住所 ・死亡者氏名 ・死亡者氏名の振り仮名 ・性別 ・生年月日 ・死因 ・死亡年月日時 ・死亡の場所 ・埋葬の場所 ・火葬の場所 ・申請者の氏名 ・申請者の氏名の振り仮名 ・申請者の住所 ・死亡者との続柄 ・交付日 ※1 死亡者本籍、死亡者住所、死亡者氏名、性別、生年月日、死亡年月日時、死亡の場所について、不詳の場合は「不詳」等と入力する。		◎	◎	◎	墓地、埋葬等に関する法律施行規則 別記様式第一号、別記様式第四号による。		令和8年4月1日



戸籍情報の参照・利用に関する説明

戸籍情報の参照・利用に関する説明

現状

- 令和5年8月の【第1.0版】策定時、戸籍情報を参照・利用する機能については、法務省と調整中であるとして、標準仕様書に盛り込むことを見送った。
- 戸籍事務・火葬等許可事務に関する現行の法令・考え方を踏まえると、火葬等許可事務における戸籍情報の参照・利用を可能とする根拠を見出し難い。

方針

- 今般の標準化に当たり戸籍情報を参照・利用する機能の実装はしないこととし、標準化後の火葬等許可事務の運用の状況を踏まえながら、制度の在り方を含めた将来的な課題として、必要に応じて検討を行っていく。

仕様書案

—